

第一級陸上無線技術士「法規」試験問題

2 0 問 2 時間

A－1 次の記述は、電波法の目的及び電波法に定める定義について述べたものである。電波法（第1条及び第2条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 電波法は、電波の **A** を確保することによって、公共の福祉を増進することを目的とする。
- ② 電波法及び電波法に基づく命令の規定の解釈に関しては、次の(1)から(6)までの定義に従うものとする。
 - (1) 「電波」とは、300万メガヘルツ以下の周波数の電磁波をいう。
 - (2) 「無線電信」とは、電波を利用して、符号を送り、又は受けるための通信設備をいう。
 - (3) 「無線電話」とは、電波を利用して、 **B** を送り、又は受けるための通信設備をいう。
 - (4) 「無線設備」とは、無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための電氣的設備をいう。
 - (5) 「無線局」とは、無線設備及び **C** の総体をいう。但し、受信のみを目的とするものを含まない。
 - (6) 「無線従事者」とは、無線設備の操作又はその監督を行う者であって、総務大臣の免許を受けたものをいう。

A	B	C
1 合理的な利用	音声	無線設備の操作を行う者
2 公平且つ能率的な利用	音声	無線設備を所有する者
3 公平且つ能率的な利用	音声その他の音響	無線設備の操作を行う者
4 合理的な利用	音声その他の音響	無線設備を所有する者

A－2 無線設備の変更検査に合格しなければ、その変更に係る部分を運用してはならない場合に関する次の事項のうち、電波法（第18条）の規定に照らし、この規定に定めるところに該当するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。ただし、総務省令で定める場合を除く。

- 1 電波法第17条（変更等の許可）の規定により、通信の相手方の変更を申請し、通信の相手方の変更の許可を受けたとき。
- 2 電波法第19条（申請による周波数等の変更）の規定により、識別信号の指定の変更を申請し、その指定の変更を受けたとき。
- 3 電波法第17条（変更等の許可）の規定により、無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事を申請し、その許可を受け、当該変更又は工事を行ったとき。
- 4 電波法第19条（申請による周波数等の変更）の規定により、周波数の指定の変更を申請し、その指定の変更を受けたとき。

A－3 測定器等の較正に関する次の記述のうち、電波法（第102条の18）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線設備の点検に用いる測定器その他の設備であって総務省令で定めるもの（以下3及び4において「測定器等」という。）の較正は、国立研究開発法人情報通信研究機構（以下2、3及び4において「機構」という。）がこれを行うほか、総務大臣は、その指定する者（以下2、3及び4において「指定較正機関」という。）にこれを行わせるものとする。
- 2 機構又は指定較正機関は、較正を行うときは、総務省令で定める測定器その他の設備を使用し、かつ、総務省令で定める要件を備える者にその較正を行わせなければならない。
- 3 機構又は指定較正機関は、測定器等の較正を行ったときは、総務省令で定めるところにより、その測定器等に較正をした旨の表示を付するとともにこれを公示するものとする。
- 4 機構又は指定較正機関による較正を受けた測定器等以外の測定器等には、較正をした旨の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

A－4 次の記述は、無線局の開設の届出等について述べたものである。電波法（第27条の31から第27条の33まで）及び電波法施行規則（第20条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 包括登録人は、その登録に係る無線局を開設したとき（再登録を受けて当該無線局を引き続き開設するときを除く。）は、当該無線局ごとに、 **A** 以内で総務省令で定める期間内に、当該無線局に係る **B** その他の総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。
- ② 包括登録人は、①により届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- ③ 包括登録人がその登録に係る **C** を廃止したときは、当該登録は、その効力を失う。
- ④ ①の総務省令で定める期間は、 **A** とする。

	A	B	C
1	30日	電波の型式、周波数及び空中線電力並びに移動範囲	すべての無線局
2	15日	電波の型式、周波数及び空中線電力並びに移動範囲	無線局
3	30日	運用開始の期日及び無線設備の設置場所	無線局
4	15日	運用開始の期日及び無線設備の設置場所	すべての無線局

A－5 次の記述は、伝搬障害防止区域の指定について述べたものである。電波法（第102条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、890メガヘルツ以上の周波数の電波による特定の固定地点間の無線通信で次の(1)から(6)までのいずれかに該当するもの（以下「重要無線通信」という。）の電波伝搬路における当該電波の伝搬障害を防止して、重要無線通信の確保を図るため必要があるときは、その必要の範囲内において、当該電波伝搬路の地上投影面に沿い、その中心線と認められる線の両側それぞれ **A** 以内の区域を伝搬障害防止区域として指定することができる。
 - (1) 電気通信業務の用に供する無線局の無線設備による無線通信
 - (2) 放送の業務の用に供する無線局の無線設備による無線通信
 - (3) **B** の用に供する無線設備による無線通信
 - (4) 気象業務の用に供する無線設備による無線通信
 - (5) 電気事業に係る電気の供給の業務の用に供する無線設備による無線通信
 - (6) 鉄道事業に係る列車の運行の業務の用に供する無線設備による無線通信
- ② ①の伝搬障害防止区域の指定は、政令で定めるところにより告示をもって行わなければならない。
- ③ 総務大臣は、政令で定めるところにより、②の告示に係る伝搬障害防止区域を表示した図面を **C** の事務所に備え付け、一般の縦覧に供しなければならない。

	A	B	C
1	100メートル	人命若しくは財産の保護又は治安の維持	総務省及び関係地方公共団体
2	50メートル	人命若しくは財産の保護又は治安の維持	総務大臣の指定する団体
3	50メートル	船舶又は航空機の安全な運航	総務省及び関係地方公共団体
4	100メートル	船舶又は航空機の安全な運航	総務大臣の指定する団体

A－6 次の記述は、人工衛星局の無線設備の条件等について述べたものである。電波法（第36条の2）及び電波法施行規則（第32条の4及び第32条の5）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- ① A の無線設備は、遠隔操作により電波の発射を直ちに停止することのできるものでなければならない。
- ② 対地静止衛星に開設する人工衛星局（実験試験局を除く。）であって、固定地点の地球局相互間の無線通信の中継を行うものは、公称されている位置から B にその位置を維持することができるものでなければならない。
- ③ 人工衛星局は、その無線設備の C ことができるものでなければならない。ただし、総務省令で定める人工衛星局については、この限りでない。
- ④ ③のただし書の総務省令で定める人工衛星局は、対地静止衛星に開設する D とする。

	A	B	C	D
1	人工衛星局	経度の（±）0.1度以内	設置場所を遠隔操作により変更する	人工衛星局以外の人工衛星局
2	人工衛星局	緯度及び経度のそれぞれ（±）0.5度以内	周波数及び空中線電力を遠隔操作により変更する	人工衛星局以外の人工衛星局
3	人工衛星局（対地静止衛星に開設するものに限る。）	経度の（±）0.1度以内	周波数及び空中線電力を遠隔操作により変更する	人工衛星局
4	人工衛星局（対地静止衛星に開設するものに限る。）	緯度及び経度のそれぞれ（±）0.5度以内	設置場所を遠隔操作により変更する	人工衛星局
5	人工衛星局（対地静止衛星に開設するものに限る。）	経度の（±）0.1度以内	周波数及び空中線電力を遠隔操作により変更する	人工衛星局以外の人工衛星局

A－7 次の記述は、周波数の許容偏差、占有周波数帯幅及びスプリアス発射の定義について述べたものである。電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 「周波数の許容偏差」とは、発射によって占有する周波数帯の中央の周波数の割当周波数からの許容することができる最大の偏差又は発射の A からの許容することができる最大の偏差をいい、百万分率又はヘルツで表す。
- ② 「占有周波数帯幅」とは、その上限の周波数を超えて輻射され、及びその下限の周波数未満において輻射される平均電力がそれぞれ与えられた発射によって輻射される全平均電力の B に等しい上限及び下限の周波数帯幅をいう。ただし、周波数分割多重方式の場合、テレビジョン伝送の場合等 B の比率が占有周波数帯幅及び必要周波数帯幅の定義を実際に適用することが困難な場合においては、異なる比率によることができる。
- ③ 「スプリアス発射」とは、必要周波数帯外における1又は2以上の周波数の電波の発射であって、そのレベルを情報の伝送に影響を与えないで C することができるものをいい、 D を含み、帯域外発射を含まないものとする。

	A	B	C	D
1	特性周波数の基準周波数	1パーセント	除去	高調波発射、低調波発射、寄生発射及び相互変調積
2	割当周波数の基準周波数	0.5パーセント	除去	高調波発射、低調波発射、不要発射及び相互変調積
3	割当周波数の基準周波数	1パーセント	低減	高調波発射、低調波発射、寄生発射及び相互変調積
4	特性周波数の基準周波数	1パーセント	低減	高調波発射、低調波発射、不要発射及び相互変調積
5	特性周波数の基準周波数	0.5パーセント	低減	高調波発射、低調波発射、寄生発射及び相互変調積

A－8 空中線電力の表示に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第4条の4）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 電波の型式のうち主搬送波の変調の型式が「J」の記号で表される電波を使用する送信設備の空中線電力は、^{せん}尖頭電力（p X）をもって表示する。
- 2 電波の型式のうち主搬送波の変調の型式が「G」の記号で表される電波を使用する送信設備の空中線電力は、^{せん}尖頭電力（p X）をもって表示する。
- 3 デジタル放送（F 7 W電波及びG 7 W電波を使用するものを除く。）を行う地上基幹放送局（注）の送信設備の空中線電力は、平均電力（p Y）をもって表示する。
注 地上基幹放送試験局及び基幹放送を行う実用化試験局を含む。
- 4 無線設備規則第3条（定義）第15号に規定するローカル5 Gの無線局の送信設備の空中線電力は、平均電力（p Y）をもって表示する。

A－9 電波の強度（注1）に対する安全施設、高压電気（注2）に対する安全施設等に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第21条の2、第21条の3、第25条及び第26条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

注1 電界強度、磁界強度、電力束密度及び磁束密度をいう。

2 高周波若しくは交流の電圧300ボルト又は直流の電圧750ボルトを超える電気をいう。

- 1 無線設備には、当該無線設備から発射される電波の強度が電波法施行規則別表第2号の3の2（電波の強度の値の表）に定める値を超える場所（人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。）に取扱者のほか容易に出入りすることができないように、施設をしなければならない。ただし、次の(1)から(3)までに掲げる無線局の無線設備については、この限りではない。
 - (1) 平均電力が20ミリワット以下の無線局の無線設備
 - (2) 移動する無線局の無線設備
 - (3) 電波法施行規則第21条の3（電波の強度に対する安全施設）第1項第3号又は第4号に定める無線局の無線設備
- 2 送信設備の空中線、給電線若しくはカウンターポイズであって高压電気を通ずるものは、その高さが人の歩行その他起居する平面から2.5メートル以上のものでなければならない。ただし、次の(1)又は(2)の場合は、この限りでない。
 - (1) 2.5メートルに満たない高さの部分が、人体に容易にふれない構造である場合又は人体が容易にふれない位置にある場合
 - (2) 移動局であって、その移動体の構造上困難であり、かつ、無線従事者以外の者が出入しない場所にある場合
- 3 無線設備は、破損、発火、発煙等により人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えることがあってはならない。
- 4 無線設備の空中線系には避雷器又は接地装置を、また、カウンターポイズには避雷器をそれぞれ設けなければならない。ただし、26.175MHzを超える周波数を使用する無線局の無線設備及び陸上移動業務又は携帯移動業務の無線局の無線設備の空中線については、この限りでない。

A－10 次の記述は、送信空中線の型式及び構成等について述べたものである。無線設備規則（第20条及び第22条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 送信空中線の型式及び構成は、次の(1)から(3)までに適合するものでなければならない。
- (1) 空中線の A なるべく大であること。
- (2) 整合が十分であること。
- (3) 満足な B が得られること。
- ② 空中線の B は、次の(1)から(4)までに掲げる事項によって定める。
- (1) 主輻射方向及び副輻射方向
- (2) C の主輻射の角度の幅
- (3) 空中線を設置する位置の近傍にあるものであって電波の伝わる方向を乱すもの
- (4) D よりの輻射

	A	B	C	D
1	利得及び能率	輻射特性	垂直面	給電線
2	絶対利得	指向特性	垂直面	送信装置
3	絶対利得	輻射特性	水平面	給電線
4	利得及び能率	輻射特性	水平面	送信装置
5	利得及び能率	指向特性	水平面	給電線

A－11 無線従事者の免許等に関する次の記述のうち、電波法（第41条、第42条及び第79条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線従事者になろうとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。
- 2 総務大臣は、無線従事者が不正な手段により免許を受けたときは、その免許を取り消すことができる。
- 3 総務大臣は、電波法第9章（罰則）の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者に対しては、無線従事者の免許を与えないことができる。
- 4 総務大臣は、無線従事者が電波法若しくは電波法に基く命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、その免許を取り消し、又は3箇月以内の期間を定めてその業務に従事することを停止することができる。

A－12 次の記述は、非常通信について述べたものである。電波法（第52条）及び無線局運用規則（第136条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 非常通信とは、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が A 場合において、有線通信を B ときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。
- ② 非常通信の取扱を開始した後、有線通信の状態が復旧した場合は、 C 。

	A	B	C
1	発生した	利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難である	その取扱を停止することができる
2	発生した	利用することができない	すみやかにその取扱を停止しなければならない
3	発生し、又は発生するおそれがある	利用することができない	その取扱を停止することができる
4	発生し、又は発生するおそれがある	利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難である	すみやかにその取扱を停止しなければならない

A－13 無線局の運用に関する次の記述のうち、電波法（第56条から第58条まで）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

- 1** 無線局は、他の無線局又は電波天文業務（注）の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。但し、遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信については、この限りでない。

注 宇宙から発する電波の受信を基礎とする天文学のための当該電波の受信の業務をいう。

- 2** アマチュア無線局の行う通信には、暗語を使用してはならない。
- 3** 無線局は、次の(1)又は(2)に掲げる場合には、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。
- (1) 無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用するとき。
- (2) 実験等無線局を運用するとき。
- 4** 無線局は、電波を発射しようとする場合において、当該電波と周波数を同じくする電波を受信することにより一定の時間自己の電波を発射しないことを確保する機能等総務省令で定める機能を有することにより、他の無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるものでなければならない。但し、遭難通信については、この限りでない。

A－14 無線局を運用する場合における免許状又は登録状に記載された事項の遵守に関する次の記述のうち、電波法（第52条から第55条まで）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

- 1** 無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項（特定地上基幹放送局については放送事項）の範囲を超えて運用してはならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信については、この限りでない。
- 2** 無線局は、免許状に記載された運用許容時間内でなければ、運用してはならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。
- 3** 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、免許状又は登録状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- 4** 無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数は、その無線局の免許状又は登録状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

A－15 総務大臣に対する報告等に関する次の記述のうち、電波法（第80条及び第81条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

- 1** 総務大臣は、無線通信の秩序の維持その他無線局の適正な運用を確保するため必要があると認めるときは、免許人等（注）に対し、無線局に関し報告を求めることができる。

注 免許人又は登録人をいう。以下**2**、**3**及び**4**において同じ。

- 2** 無線局の免許人等は、電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- 3** 無線局の免許人等は、電波法第74条に規定する非常の場合の無線通信の訓練のための通信を行ったときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- 4** 無線局の免許人等は、遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信を行ったときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。

B－1 陸上移動業務の無線局の予備免許を受けた者が行う工事設計の変更等に関する次の記述のうち、電波法（第8条、第9条及び第19条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア 電波法第8条の予備免許を受けた者は、予備免許の際に指定された工事落成の期限を延長しようとするときは、あらかじめ総務大臣に届け出なければならない。
- イ 電波法第8条の予備免許を受けた者は、無線設備の設置場所を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣に届け出なければならない。但し、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。
- ウ 電波法第8条の予備免許を受けた者は、工事設計を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。但し、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。
- エ 電波法第8条の予備免許を受けた者は、混信の除去等のため予備免許の際に指定された周波数及び空中線電力の指定の変更を受けようとするときは、総務大臣に指定の変更の申請を行い、その指定の変更を受けなければならない。
- オ 電波法第8条の予備免許を受けた者が行う工事設計の変更は、周波数、電波の型式又は空中線電力に変更を来すものであってはならず、かつ、電波法第7条（申請の審査）第1項第1号の電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に合致するものでなければならない。

B－2 次の記述は、電波の利用状況の調査等について述べたものである。電波法（第26条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、 ア の作成又は変更その他電波の有効利用に資する施策を総合的かつ計画的に推進するため、総務省令で定めるところにより、無線局の数、無線局の行う無線通信の通信量、 イ その他の電波の利用状況を把握するために必要な事項として総務省令で定める事項の調査（以下「利用状況調査」という。）を行うものとする。
- ② 総務大臣は、利用状況調査の結果に基づき、電波に関する技術の発達及び需要の動向、周波数割当てに関する国際的動向その他の事情を勘案して、 ウ を評価するものとする。
- ③ 総務大臣は、利用状況調査を行ったとき、及び②により評価したときは、総務省令で定めるところにより、その結果の概要を エ するものとする。
- ④ 総務大臣は、②の評価の結果に基づき、 ア を作成し、又は変更しようとする場合において、必要があると認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該 ア の作成又は変更が免許人等（注）に及ぼす技術的及び経済的な影響を調査することができる。
注 免許人又は登録人をいう。以下同じ。
- ⑤ 総務大臣は、利用状況調査及び④の調査を行うため必要な限度において、免許人等に対し、必要な事項について オ ことができる。

- | | | |
|-------------|---------------------|------------------|
| 1 周波数割当計画 | 2 無線設備の技術基準 | 3 無線局の無線設備の使用の態様 |
| 4 無線局の運用の実態 | 5 5年以内に研究開発すべき技術の程度 | 6 電波の有効利用の程度 |
| 7 公表 | 8 調査の対象者に通知 | 9 報告を求める |
| 10 検査を行う | | |

B－3 無線従事者の免許証に関する次の記述のうち、無線従事者規則（第47条、第50条及び第51条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを**1**、適合しないものを**2**として解答せよ。

- ア** 無線従事者は、免許証を失ったために免許証の再交付を受けようとするときは、失った日から10日以内に申請書に写真1枚を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下**イ**、**ウ**、**エ**及び**オ**において同じ。）に提出しなければならない。
- イ** 総務大臣又は総合通信局長は、免許を与えたときは、免許証を交付する。
- ウ** 無線従事者は、免許証の再交付を受けた後失った免許証を発見したときは、その免許証を発見した日から1箇月以内に発見した免許証を総務大臣又は総合通信局長に返納しなければならない。
- エ** 無線従事者は、免許の取消しの処分を受けたときは、その処分を受けた日から10日以内にその免許証を総務大臣又は総合通信局長に返納しなければならない。
- オ** 無線従事者は、氏名に変更を生じたために免許証の再交付を受けようとするときは、申請書に免許証、写真1枚及び氏名の変更の事実を証する書類を添えて総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。

B－4 次の記述は、無線通信（注）の秘密の保護について述べたものである。電波法（第59条及び第109条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の**1**から**10**までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

注 電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は第164条（適用除外等）第3項の通信であるものを除く。

- ① 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、 **ア** 行われる **イ** を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- ② 無線局の取扱中に係る **イ** の秘密を漏らし、又は窃用した者は、 **ウ** に処する。
- ③ **エ** がその業務に関し知り得た②の秘密を漏らし、又は窃用したときは、 **オ** に処する。

- | | |
|------------------------------|-------------------------------|
| 1 総務省令で定める周波数を使用して | 2 特定の相手方に対して |
| 3 無線通信 | 4 暗語による無線通信 |
| 5 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金 | 6 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金 |
| 7 無線通信の業務に従事する者 | 8 免許人又は無線従事者 |
| 9 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金 | 10 2年以下の懲役又は200万円以下の罰金 |

B－5 総務大臣の行う無線局（登録局を除く。）の周波数等の変更の命令に関する次の記述のうち、電波法（第71条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを**1**、適合しないものを**2**として解答せよ。

- ア** 無線局の通信の相手方、通信事項又は無線設備の設置場所の変更の命令を受けた免許人は、その命令に係る措置を講じたときは、速やかに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。
- イ** 総務大臣は、電波の規整その他公益上必要があるときは、無線局の目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局の識別信号、電波の型式、周波数若しくは空中線電力の指定を変更し、又は当該無線局の通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所の変更を命ずることができる。
- ウ** 総務大臣は、電波の規整その他公益上必要があるときは、無線局の目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局の周波数若しくは空中線電力の指定を変更し、又は人工衛星局の無線設備の設置場所の変更を命ずることができる。
- エ** 総務大臣は、混信の除去その他特に必要があるときは、無線局の目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局の電波の型式、周波数、空中線電力若しくは実効輻射電力の指定を変更し、又は人工衛星局の無線設備の設置場所の変更を命ずることができる。
- オ** 人工衛星局の無線設備の設置場所の変更の命令を受けた免許人は、その命令に係る措置を講じたときは、速やかに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。